

令和7年度 ふるさといいじま活性化推進業務委託プロポーザル実施要領

1 背景と目的

ふるさと納税は、地方創生や地域ブランド構築において重要な役割を果たしています。飯島町では令和5年度にふるさと納税寄付額が約1億円となりましたが、令和6年度には寄付額が半減するとともに、令和7年度についても低迷しています。

これは、商品の魅力が十分に伝わっていない、多様な選択肢を提供できていないなどの理由により、サイトへの訪問者数や成約率低下が原因と考えられます。これらを解決するため、高品質な商品画像や多彩なSKU設定、新しい返礼品開発、顧客からのレビュー対応など総合的な施策が必要となります。

本業務は、ふるさと納税事業を活用し、納税者が自身の出身地だけでなく、応援したい地域として「飯島町を選んでいただける」ための魅力向上を図ることを目的としています。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務
- (2) 業務内容 別紙の「令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務委託仕様書」による。
- (3) 発 注 者 飯島町長 唐澤 隆
- (4) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (5) 事業費限度額 金4,290,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、令和2年9月29日付け総務省告示第280号に基づき進めているふるさといいじま応援寄付金事業（以下、「ふるさと納税事業」という。）について、プロモーション業務を行うことにより、寄付額の向上やリピーター・新規層獲得を目指すため、各種取り組みを行うものである。

よって、公募型プロポーザルを実施し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。

4 参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 飯島町競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- (4) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていないこと。
- (7) 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

- (8) 広告・画像・映像制作業務に精通し、過去5年以内に、地方公共団体に対する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有した事業者であること。

5 スケジュール等（予定）

日時	内容	備考
10月15日 AM	町業者選定委員会	採用決定後、施行伺
10月15日	実施要領等の公表	
10月29日	参加申込書（一次審査）の提出期限 ※参加申込が4者以上の場合実施	
11月4日 PM5:00	質問受付期限	電子メール
11月7日 PM5:00	質問回答	電子メール
11月14日 PM5:00	企画提案書提出期限	
11月20日	審査委員会（二次審査）	防災対策室（事業者の決定）
11月25日（予定）	町業者選定委員会	契約者決定後、審査結果通知
11月28日	契約締結・業務開始予定	
令和8年3月31日	業務完了	

6 質問に関する事項

- (1) 質問様式 質問書（様式第1号）
- (2) 受付期限 令和7年11月4日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付送信し提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。
なお、電子メールの件名は「ふるさといいじま活性化推進業務質問書」とし、次のメールアドレス宛に送信するものとする。
〈質問書送信先メールアドレス〉 kikaku@town.iiijima.lg.jp
- (4) 回答方法 受付期間に提出された質問書に対する回答は、メール等にて令和7年11月7日（金）午後5時までを予定とし、企画項目提案に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は提案者全員へ、企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対して回答します。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書及びその他関係書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加申込書（様式第2号）・・・1部
 - イ 会社概要書（様式第3号）・・・1部
 - ウ 導入実績調書（様式第4号）・・・1部
 - エ 提案概要書（様式第5号）・・・1部

- オ 国税及び地方税の納税証明書・・・1部
参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。(コピー可)
- カ 登記事項証明書(法人の場合)・・・1部
参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。(原本)

(2) 提出期限

令和7年10月29日(水)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)のいずれかによる。

持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出場所及び送付先

第12項に同じ

(5) 結果通知

参加資格を確認後、令和7年11月4日(火)までに、結果通知を書面全ての参加申込書提出者に送付する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

8 一次審査(書類審査)について

二次審査の実施にあたり参加申込書を提出した事業者が4者以上になった場合、担当において一次審査を実施し、二次審査に進む事業者を3者選定する。

(1) 審査方法

担当において提出書類を総合的に審査し、評価が高い方から3者を二次審査に進む事業者として選定する。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査項目

評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

		評価項目	配点
1	業務遂行能力	業務執行体制	10
2		業務の実績	10
3		ふるさと納税事業への理解度	10
4		地域特性の理解度	10
5	提案内容	魅力発信、寄付額向上に向けた取組	10

(3) 審査結果

審査結果は各事業者に対して、電子メールによって通知する。なお、審査結果等に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 企画提案書に関する事項

参加申込書等を提出し、参加資格があると認められた者は、以下のとおり企画提案書及びその他関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類(企画提案書等提出届を除き、A4判の任意様式とし、A3判の折畳みを可とする。)

ア 企画提案書等提出届(様式第6号)

イ 企画提案書

- ・連絡先(担当者氏名、電話・FAX番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や業務基本仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。

- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。

ウ 実施計画及びスケジュール

エ 業務体制

業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載すること。

オ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。

(2) 提出部数

8部（正本1部・審査会による選考用7部）

※プロポーザル審査時にモニター等を使用したプレゼンテーションを希望する者は、合わせて電子データを提出すること。

(3) 提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先及び提出方法

第12項に同じ

10 二次審査に関する事項

(1) 審査方法 別紙の「令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務委託プロポーザル審査要領」による。

(2) 審査日時 令和7年11月20日（木）

参加状況によって、プレゼンテーション審査の日程が変更となる可能性がある。
なお、実施日におけるタイムスケジュールの詳細は、参加者宛に別途通知する。

(3) 審査場所 飯島町役場内会議室

※開催場所の詳細は、参加者宛に別途通知する。

(4) 時間配分

各参加者の説明に要する持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を目安。）とする。

(5) 参加人数

プレゼンテーションに参加する説明員等は5名以内とする。

(6) 順番

提案説明を行う順番は、企画提案書等の提出（受付）順とする。

(7) 内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等の内容について説明し、質疑応答にも応対すること。

(8) 審査結果の公表

ア 参加者への連絡 審査結果については、令和7年11月25日開催予定の飯島町指名業者選定委員会において契約者が決定後、速やかに連絡する。

イ 審査結果の公表 令和7年11月下旬に飯島町ホームページにより公表する。

(9) 審査結果への疑義

参加者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して5日以内に、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

なお、電話による問合せは応じない。

(10) その他

ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、参加者に照会する場合がある。

イ 詳細な業務仕様は、審査会で提案された内容について町と契約者が協議して決定するため、

提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

11 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案は 1 参加者につき 1 案のみの提出とする。

(4) 辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本プロポーザル参加辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

12 問合せ先

飯島町役場 企画政策課 企画係 （担当：西村、大澤）

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

TEL：0265-86-3111（内線 222） FAX：0265-86-4395

E-mail：kikaku@town.iijima.lg.jp